第725号

2023年6月5日（月曜日）

横浜南 青色だより

http://yoko373aoiro.or.jp

発行月（年6回発行）：1月・4月・6月・8月・10月・12月

発行所
一般社団法人
横浜南青色申告会
〒232-0017
横浜市南区宿町2-44-6
電　話：713-3111㈹
ＦＡＸ：721-5782
発行人：武田　勝
編集責任者
広報委員長：忠田　伸一

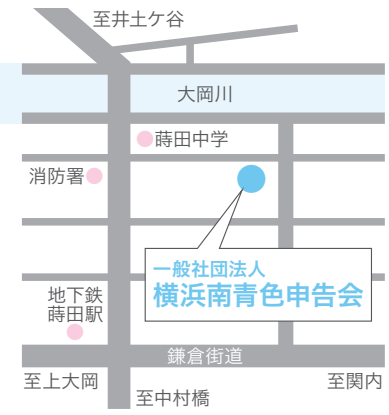

●会館休館のお知らせ●

7月20日㈭	7月28日㈮
理事会開催のため	県下職員研修会のため
1日休館	午後休館

会員の皆様にはご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

● 労働保険のお知らせ ●

令和5年度・労働保険（労災保険・雇用保険）の確定・概算申告と保険料等の納付はお早めに。

申告・納付期間は

6月1日㈭～7月10日㈪です。

詳しい内容はこちらから

労働保険の申請は便利な電子申請で！

労働保険の電子申請　検索

お問い合わせは、
神奈川労働局　総務部　労働保険徴収課
TEL 045-650-2803

7月の予定

7月20日㈭	三役会	（青申会13時）
	理事会	（青申会14時）
7月28日㈮	県下職員研修会	（メルパルクYOKOHAMA 15時）

支部等行事予定表

7月

10日㈪　寿支部　定例役員会　（青申会14時）

8月

27日㈰　金沢支部　定例役員会（洲崎町内会館18時）

敬老感謝の集い　開催中止のお知らせ

9月に開催を予定しておりました敬老感謝の集いですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、誠に勝手ながら開催を中止にさせていただくこととなりました。ご参加を予定されていた皆様にはご迷惑をおかけする事となり、大変申し訳ございません。何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C116997

この会報紙は、FSC® 森林認証紙を使用し、責任ある森林管理を支援しています。

第26回 通常総会開催

挨拶する武田会長

第26回通常総会が5月26日㈮、ブリーズベイホテル　リゾート&スパに於いて開催されました。定刻午後4時、司会者、杉浦三役理事より総会成立要件を満たしていることが報告され、会歌斉唱、物故者に対しての黙祷が行われた後、会を代表して武田会長より本日の出席と役員、代議員をはじめ多くの方々の協力により、令和4年度の事業活動を滞りなく終えることができたことへのお礼、並びに「新型コロナウイルスが5類に移行し、本来の日常を取り戻すべく様々な社会活動が再開されてきております。当会も、会勢拡大に向けて会活動を積極的に展開してまいります。また、この1年間、税務当局と連携しe-Taxの推進及び消費税インボイス制度の広報周知に努めてまいりました。今後も積極的に広報周知に努めてまいりますので、会活動への皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。」と挨拶がありました。

続いて、司会者より長年にわたり会活動にご協力いただいた支部役員の方々が紹介され、武田会長より磯子支部役員淺木克眞氏と大岡支部役員村越悟氏に感謝状と記念品が贈呈された後、武田会長を議長に選出、左記議案の審議に入り、全ての議案が承認可決されました。

第1号議案＝議事録署名人選出に関する件
第2号議案＝令和4年度事業報告　承認に関する件
第3号議案＝令和4年度収支決算報告　承認に関する件　監査報告
第4号議案＝代議員定数変更に関する件
報告事項1＝令和5年度事業計画報告
報告事項2＝令和5年度収支予算報告

議事終了後、来賓の横浜南税務署松崎署長よりご祝辞をいただき、第1部は終了しました。

第2部の懇親会は、山ヶ鼻理事の司会で進められ、ご来賓の磯子区役所関森区長、東京地方税理士会横浜南支部森田支部長、横浜南納税貯蓄組合連合会淺木会長よりご祝辞をいただいた後、横浜南税務署島袋副署長の乾杯の発声で始まりました。会場内は終始談笑が絶えず、懇親が深められ、午後7時盛会裏に閉会しました。

支部役員 永年勤続感謝状受彰者

（順不同・敬称略）

永年60年
寿支部役員　鋤柄　修

永年50年
大岡支部役員　工藤　神一

永年40年
寿支部役員　西澤正太郎
斉藤千代乃
大岡支部役員　忠田　伸一
金沢支部役員　大隅　辰郎

永年20年
寿支部役員　燈村　吉則
大岡支部役員　君田　永申
狩野　時子
港南支部役員　村上　令一
磯子支部役員　淺木　克眞
金沢支部役員　吉川きみ恵
渡邊　良市

永年10年
大岡支部役員　伊澤　隆
村越　悟
港南支部役員　浅田　久詞
藤田　良夫
坂下　謙二
松原　功
金沢支部役員　齊藤　潔

各支部定時総会が開催されました

寿　支　部	5月10日(水)	午後4時	横浜南青色申告会館
大岡支部	5月9日(火)	午後4時30分	横浜南青色申告会館
港南支部	5月8日(月)	午後4時	横浜南青色申告会館
磯子支部	5月12日(金)	午後4時	杉田劇場リハーサル室
金沢支部	5月11日(木)	午後4時	龍華寺

各支部の定時総会に上程された議案は、全て満場一致で承認可決されたことをご報告申し上げます。ご協力いただきありがとうございました。

青色だよりは、当会ホームページ（http://yoko373aoiro.or.jp）でもご覧いただけます。

横浜南青色申告会　検索

(一社)横浜南青色申告会

令和４年度 事業報告書
第26期　自 令和４年４月１日　至 令和５年３月31日

Ⅰ 概要報告

令和４年度の事業は申告納税制度の健全な発展と納税道義の高揚に努め、公益法人として地域社会に貢献すべく諸事業を積極的に展開する予定でしたが、今年も新型コロナウイルス以前のような全事業活動は出来ず感染状況等を注視しながら、一部事業活動の再開ができた年度となりました。

会員の指導につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、インボイス制度等の説明会を行いました。

今年度はこんな事業を行います
令和５年度 事業計画書
第27期　自 令和５年４月１日　至 令和６年３月31日

Ⅰ 基本活動

当会は健全な納税者団体として、誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図り、租税に関する研究調査を行い、もって納税道義及び公平な税制と円滑な税務行政の確立、公益法人として地域社会の健全な発展に寄与するとともに、会勢拡大に努め組織の基盤を確立することを基本に積極的な事業活動を展開してまいります。

また本年度はインボイス制度導入に伴い、研修会等の開催をしていく予定でございます。

1　会員及び区民並びに税務当局から信頼され、かつ、評価される公益事業を積極的に展開する。

2　会員増強運動を推進する等組織の拡充強化を図り、組織の基盤を一層堅固に確立し、健全な納税者団体として発展を期する。

3　会員の質的向上を図り、税務当局との相互信頼を保持しつつ、税務行政の円滑な運営に協力し、もって申告納税制度の発展に寄与する。

4　税務知識の普及啓蒙活動、租税関係の法令、通達等の周知を図る講習会等を通じて、自計主義を徹底し、誠実な記帳能力の向上と適正な申告の指導に務め、もって、納税道義の高揚に資する。

5　経営の合理化、生産性の向上を図り、事業の健全な発展を期するための経営経理労務に関する研究指導を行う。

6　マイナンバー制度の周知及びマイナンバーカード取得促進に伴う諸課題に対する情報収集を行い、的確に対応するとともに、青色申告会としての法令遵守に努める。

Ⅱ 事業計画

1　組織の拡充強化・公益性に関する事業

会員を増強し、組織の拡充強化と一層の活性化に務め、財政基盤の確保の理解を深めていくとともに、会員の質的向上運動を活発に行う。

2　指導に関する事業

(1)　「税」を中心とした事業

イ　「青色申告特別控除」の適正な適用を図り、複式簿記の普及説明会・研修会を実施する。

ロ　自己研さん運動を積極的に展開する。

ハ　「新規青色申告者」を対象に完全自計までの集合・個別指導を行う。

ニ　OCR(光学式文字読取装置)を利用した記帳支援の推進をする。

ホ　e-Tax本人送信の利用推進を図るため、マイナンバーカード取得の推進をする。

ヘ　マイナンバー(社会保障・税番号)制度の情報提供、周知に努める。税務当局と連帯し、白色申告者に対する記帳・帳簿等の保存制度の指導活動を推進する。

ト　地域住民を対象にした「税を考える週間」の行事等に参画する。

チ　インボイス制度に関する説明会の実施。

(2)　「経営」に関する事業

イ　小規模企業共済制度の普及を図り、会員の将来に備える。

ロ　パソコン用会計ソフトの普及を推進し、経営の合理化を図る。

ハ　インターネットを利用した経営の推進を図る。

3　連帯・協調の醸成に関する事業

研修旅行・カルチャー活動等を通じて、会員相互間の親睦・連帯・協調の醸成に努める。

4　組織の充実に関する事業

(1)　納税道義の高揚を期するとともに、会員への対話などを通じて適切な指導体制の充実に努めるとともに、青色申告制度の認識を高め組織の強化を図る。

(2)　女性部は自主的運営を通じ、組織の充実を図り、女性部活動の情報共有に努める。

5　広報活動に関する事業

(1)　会員に必要な税情報・経営情報等の広報を行い、健全な税知識の普及と啓蒙に努める。

(2)　会員等を対象に、機関紙「青色だより」を発行する。

6　各種会議の開催

「組織基盤の確立」及び「所得税・消費税の適正な申告の推進」を円滑に実施していくために、各種会議の開催を積極的に行う。

以　上

令和５年度収支予算書
【第27期】　自 令和５年４月１日　至 令和６年３月31日　(単位:円)

科　目	令和５年度予算額	令和４年度予算額
Ⅰ事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
基本財産運用収入	100	100
特定預金運用収入	100	200
会費収入	60,140,000	64,020,000
事業収入	12,370,000	11,450,000
寄付金収入	50,000	50,000
協力金収入	2,500,000	2,500,000
雑収入	320,000	100,000
事業活動収入計	75,380,200	78,120,300
2. 事業活動支出		
事業費支出	53,265,300	51,571,800
管理費支出	21,120,700	20,324,200
事業活動支出計	74,386,000	71,896,000
事業活動収支差額	994,200	6,224,300
Ⅱ投資活動収支の部		
1. 投資活動収入		
固定資産売却収入		
特定預金取崩収入		
投資活動収入計		
2. 投資活動支出		
固定資産取得支出		
特定預金支出	1,472,616	1,619,570
投資活動支出計	1,472,616	1,619,570
投資活動収支差額	△ 1,472,616	△ 1,619,570
Ⅲ予備費支出		
予備費	0	3,000,000
収支差額	△ 478,416	1,604,730
前期繰越収支差額	158,016,813	140,504,015
次期繰越収支差額	157,538,397	142,108,745

貸借対照表
令和５年３月31日現在　(単位:円)

科　目	金　額	
Ⅰ 資産の部		
1 流動資産		
流動資産合計		165,119,363
2 固定資産		
基本財産	5,000,000	
その他の固定資産	121,885,103	
固定資産合計		126,885,103
資産合計		292,004,466
Ⅱ 負債の部		
1 流動負債		
流動負債合計		7,102,550
2 固定負債		
固定負債合計		21,032,521
負債合計		28,135,071
Ⅲ 正味財産の部		
正味財産		263,869,395
(うち基本金)		(5,000,000)
(うち当期正味財産増加額)		(16,468,253)
負債及び正味財産合計		292,004,466

令和４年度正味財産増減計算書
【第26期】　自 令和４年４月１日　至 令和５年３月31日　(単位:円)

科　目	令和３年度決算額	令和４年度決算額
Ⅰ一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1)経常収益		
①基本財産運用収入	100	100
②特定預金運用収入	120	110
③会費収入	70,386,000	65,338,000
④事業収入	11,630,108	11,363,263
⑤寄付金収入	30,828	46,240
⑥協力金収入	3,350,800	3,200,000
⑦雑収入	518,791	4,274,246
経常収益計	85,916,747	84,221,959
(2)経常費用		
①事業費支出	48,884,099	47,546,730
②管理費支出	20,516,957	20,206,976
経常費用計	69,401,056	67,753,706
当期経常増減額	16,515,691	16,468,253
2. 経常外増減の部		
(1)経常外収益		
①固定資産売却収益		
経常外収益計		
(2)経常外費用		
①固定資産除却損	2	
②過年度退職費用		
経常外費用計	2	0
当期経常外増減額	△ 2	0
当期一般財産増減額	16,515,689	16,468,253
当期正味財産増減額	16,515,689	16,468,253
期首正味財産額	230,885,453	247,401,142
期末正味財産額	247,401,142	263,869,395

源泉税個別指導会のお知らせ

専従者給与や給料賃金の支払いがある事業主の方で、納期の特例の適用を受けている方は、1月～6月までの源泉徴収分を7月10日までに納付することになっています。なお、税額がゼロの場合も税務署へ納付書の提出が必要となります。

当会では下記期間に源泉税個別指導会を開催いたします。

【開催期間】 7月10日(月)まで

【開催場所】 一般社団法人　横浜南青色申告会館

【受付時間】 午前9時～11時　午後1時～3時30分
(土曜、日曜日は除く)

【持参書類】 源泉徴収簿(記入の上、お持ちください)・納付書

●住所変更手続き等のお願い●

転居や廃業された方、その他変更事項がある方は、青色申告会事務局(713-3111)へご連絡の上、手続きをお願いします。手続きをしていただかないと、住所変更等をすることができません。退会される場合は、必ず所定の退会届出書を青色申告会事務局へご提出ください。

横浜市からのお知らせ

個人住民税を特別徴収で納めるときのよくあるお問い合わせ

Q 市民税・県民税（特別徴収分）の納入期限はいつまでですか？

A 各月分の納入期限はその翌月の10日までです。例えば6月分であれば7月10日が納入期限です。（10日が金融機関等の休業日であれば、その翌営業日が期限になります。）

Q 特別徴収税額の納入書を書き損じてしまったのですが、どうすればよいですか？

A 納入書綴りの後ろにございます白紙の納付書をお使いください。もしくは、本市ウェブサイトに「市民税・県民税特別徴収分再発行納入書」を掲載しておりますので、ダウンロードいただきお使いください。

Q 所得税で納期の特例を受けていますが、市民税・県民税でも受けるにはどうすればよいですか？

A 「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」に必要事項をご記入の上、財政局納税管理課まで郵送または持参にて申請書を提出してください。※審査には概ね2週間程度かかります。申請書等は、本市ウェブサイト「納期の特例の申請と納入について」に掲載しておりますので、ダウンロードいただきお使いください。

横浜市　納期の特例　検索

【提出先】横浜市財政局納税管理課　〒231-8313 横浜市中区山下町2番地　産業貿易センタービル5階
電話：045-671-3096　受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始（12/29～1/3）を除く）

Q 普通徴収から特別徴収に変更する際、既に納期が過ぎた普通徴収分も併せて特別徴収にしてもらうことはできますか？

A 納期が過ぎた普通徴収を特別徴収にすることはできません。普通徴収の納期限前に「特別徴収への切替依頼書」が横浜市特別徴収センターに届くようにご提出ください。なお、口座引落しによる納付方法を選択しておられた場合、納期前であっても口座の停止ができない場合もありますので早めにご提出ください。

横浜市　異動届　検索

【提出先】横浜市特別徴収センター（財政局法人課税課）　〒231-8314 横浜市中区山下町2番地　産業貿易センタービル5階
電話：045-671-4471　受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始（12/29～1/3）を除く）

税証明をスマートフォンで申請できます！

横浜市ではスマートフォンを利用して、24時間いつでも・どこからでも税証明を申請することができます。

・区役所等窓口への来庁が不要
・定額小為替や返信用封筒が不要
…ぜひご利用ください！

（横浜市電子申請・届出システムへの利用者登録や、専用アプリのインストールが必要です。詳しくは申請ページをご覧ください。）

■ 取得できる証明書

市民税・県民税課税（非課税）証明書、納税証明書(※)、固定資産税に関する証明書（評価証明書・公課証明書）
（※ 一部対象外のものがあります）

■ 申請ページ

スマートフォンでご申請ください。（申請にはマイナンバーカード（署名用電子証明書が有効なもの）が必要です。）

横浜市　税証明　スマートフォン申請　検索

【お問合せ】
各区役所税務課 または
財政局税務課 電話：045-671-2229

会計ソフト「ブルーリターンA」帳簿印刷サービス価格改定のお知らせ

昨今の原材料費等の値上げに伴いまして、誠に申し訳ございませんが8月1日より会計ソフト「ブルーリターンA」帳簿印刷サービスの価格を下記の通り改定させていただきますのでご了承ください。

新 価 格 （8月1日より）

基 本 料
1年ごとに**2,200円**（税込）

印 刷 代
帳簿　1枚～　50枚まで　**770円**（税込）
帳簿　51枚～100枚まで　**1,540円**（税込）
※ 以降は50枚単位で770円（税込）を加算させていただきます。

オプション
インデックス作成　**660円**（税込）
インデックス貼付　**1,320円**（税込）

当会来所時に会員カードのご提示をお願いします。

当会来所時、受付に右図の会員カードのご提示をお願いいたします。お持ちでない場合は、来所時、事務局職員にお申し出ください。よろしくお願いいたします。

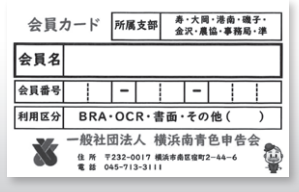

共済事業報告

【本人死亡】

◆寿支部　上矢 敬一 様
芝崎 宣雄 様
◆大岡支部　山﨑 晃 様
◆港南支部　今村 秀一 様
◆金沢支部　小林 政子 様

謹んでお悔やみ申し上げます。

特集 消費税 インボイス制度⑨

買手の留意点（仕入税額控除の要件）

保存が必要となる請求書等の範囲

仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

① 売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
② 買手が作成する仕入明細書等
（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するもので、適格請求書の記載事項が記載されており、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限ります。）
③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
（本紙第724号3面に掲載の、「交付義務の免除」②③の取引）
④ ①から③の書類に係る電磁的記録

詳しくは…
電磁的記録の保存については、
「インボイス Q&A」
（国税庁ホームページ）をご覧ください。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

① 適格請求書の交付義務が免除される、本紙第724号3面に掲載の「交付義務の免除」①④⑤に掲げる取引
② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

POINT その他の現行（区分記載請求書等保存方式）との相違点

● 現行においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の開始後は、**これらの規定は廃止**されます。
● 現行では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができますが、適格請求書等保存方式の開始後は、このような**追記をすることはできません**。

POINT 簡易課税制度を選択している場合

● 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書などの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件とはなりません。

特集インボイス制度　国税庁動画チャンネル【消費税インボイス塾】

次号へつづく

お知らせコーナー

納期のお知らせ

◎ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）　納期限 6月30日

◎ 源泉所得税及び復興特別所得税の納付　納期限 7月10日
（年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）

◎ 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の納付（第1期分）　納期限 7月31日

◎ 固定資産税の第2期分の納付　納期限 7月31日

◎ 個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告　申告・納付期限 8月31日
（振替納税利用の場合の振替日 9月27日）

◎ 個人事業税の納付（第1期分）　納期限 8月31日

◎ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）　納期限 8月31日

無料税務相談（予約制）

【日　　程】 7月10日㈪
【担　　当】 東京地方税理士会横浜南支部所属税理士
【場　　所】 横浜南青色申告会館
【時　　間】 午後1時より午後4時まで
【相談時間】 概ね30分程度
【申込方法】 横浜南青色申告会事務局（713－3111）へお電話にてお申込みください。

※8月は無料税務相談をお休みさせていただきます。皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

無料法律相談（予約制）

【担　　当】 沢藤総合法律事務所所属弁護士
【場　　所】 沢藤総合法律事務所
【相談時間】 概ね30分程度
【申込方法】 横浜南青色申告会事務局（713－3111）へお電話にてお申込みください。

歓迎 新入会員 令和5年4・5月度

【寿】武　政仁　**武内装**　内装業　（事）南区

【大岡】島尻　勝　**水嶋工業所**
水道設備工事　（事）南区

【磯子】松井　進　**ラーメン藤井家**
ラーメン店　（事）磯子区

（敬称略）

※ここで紹介している新入会員は、本紙に掲載希望の方のみ掲載させていただいております。

がんばる企業を応援します
かながわ
福祉共済

会員特典 一般社団法人 横浜南青色申告会
3つの終活サービス
制度運営 株式会社 全国儀式サービス
24時間365日 電話1本 相談無料

①「葬儀支援サービス」
万一の際に、全国共通の葬儀基本セットを安価で提供。
0120-421-493 詳しくは▶

②「家族のための生前整理・遺品整理」
ご家族に代わって、お部屋の片付けのお手伝い。
0120-204-122 詳しくは▶

③「家族のための相続手続」（NCPグループ）
不動産・預貯金などの名義変更はお任せください！
0120-204-122 詳しくは▶

必見!! 記帳（入力）は順調ですか?
～決算個別指導会利用に向けてのお願い～

記帳指導は 9月末 までです!!

記帳（入力）の方法をお聞きになりたい方、記帳（入力）について分からないことがある方は、**必ず9月末まで**にご来所をお願いいたします。特に**下記の項目に一つでもあてはまる方は必ずご来所ください**。

9月末までに必ずご来所をお願いしたい方

- ○ 決算時、記帳（入力）間違えを指摘された方
- ○ 決算に複数回ご来所された方
- ○ 記帳方法が分からない方
- ○ 新規入会者の方
- ○ 今年から会計ソフト「ブルーリターンA」を利用されている方
- ○ 複式簿記で記帳されていて試算表があっていない月がある方
- ○ 今年10万円以上の車・パソコン・備品など減価償却資産を購入された方
- ○ 賃貸物件を購入または建替えや大規模修繕をされた方
- ○ 本年分が消費税課税事業者の方
- ○ インボイスを申請された方
- ○ その他お分かりにならないことがある方

注目!! 決算期（1月から3月）は決算指導のみとなります!!

決算期（1月～3月）は、記帳（入力）方法の指導や記帳（入力）内容の確認をすることができません。特に複式簿記（手書帳簿・会計ソフト利用）で記帳されていて**この時期に帳簿が完成していない方は**、青色申告特別控除最高**65万円**が**適用できなくなります**。

- ○ 記帳方法を覚えていただくためには9月までに複数回ご来所いただく必要があります。
- ○ 記帳(入力)はこまめに、分からないことは青色申告会まで。**決算が1回で終わるようご協力をお願いいたします。**

記帳指導期間は4月～9月までです。

本紙第724号（1面）に掲載の「横浜南青色申告会 指導会年間スケジュール」をいま一度ご確認ください!!

青色学校を受講して

第74期　青色学校

私が青色学校を知ったのは、父宛てに来た横浜南青色だよりに同封されたお知らせからでした。父が、横浜南青色申告会の会員だったのですが、その父が一月末に亡くなり、私は父の事業を急に継ぐことになりました。そこで、青色学校へ行く決心をしたのです。

父から、青色申告会に記帳の相談をしている、と生前聞いていましたが、私は簿記の知識ゼロ、帳簿も触ったことさえありませんでした。こんな私でも授業についていかれるか不安でしたが、初回の授業を受け、安心しました。テキストは初心者向けに基礎から分かりやすく作成されており、講師の榎元先生の説明も大変丁寧だったからです。

帳簿は「全経済取引の原因結果」の記録から始め、「費用収益対応の原則」があり、その結果、事業の経営成績と財政状態が提示される、と授業で習い、「ああ、そうか」と理解できました。この原理原則に則る限り、記帳は問題なさそうだ、と思えました。当然、帳簿には様々な規則があり、学ぶべきことが多いことは承知していますが、それは自分で勉強するなり、青色申告会に相談するなりできることです。

今後は、習うより慣れろで、自分で記帳をしていきますが、このようになれたのは、講師の榎元先生、主催の横浜南青色申告会のお陰であり、大変感謝しております。

港南支部　齊藤　朗子

支部だより

磯子支部

磯子支部女性部　活動報告

感染防止の為制約の多かった3年間でしたが２０２３年になり少しずつ活動が再開出来る様になり、磯子支部女性部では3月23日に手芸の会を開催しました。

「メッシュ・フラワーで作るブローチ」を講師の先生より教えていただきました。初心者ばかりでしたが、講師の先生が丁寧に教えて下さり全員、春の装いに映える綺麗なブローチを作ることが出来ました。

今後とも会員の親睦や会の普及を目的として活動が盛んになる事を期待しています。

長谷川　祐子